

用語の説明

農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350㎡ |
| ③果樹栽培面積 | 10a |
| ④露地花き栽培面積 | 10a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250㎡ |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

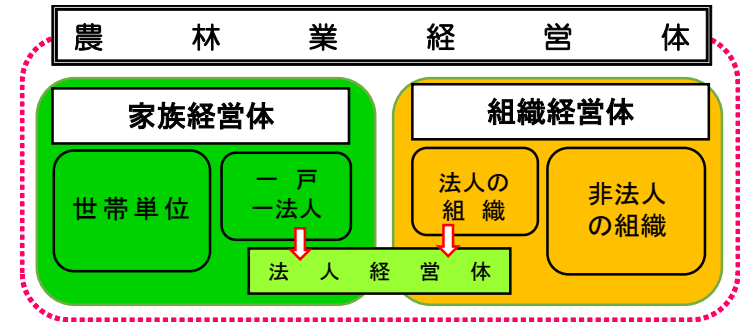
家族経営体

世帯で事業を行う者をいいます（一戸一法人を含みます。）。

組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいいます。

★農林業経営体の概念図



組織形態別

法人化している
(法人経営体)

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます（一戸一法人を含みます。）。

農事組合法人

農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。

会社

会社法に基づき、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社などの組織形態をとっているものをいいます。

各種団体

農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）、森林組合、農業共済組合などが該当します。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、一般社団法人、一般財団法人などが該当します。

農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいいます。

土地

経営耕地

調査期日現在で経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としました。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

田 耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいいます。

畑 耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいいます。

樹園地 木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいいます。

所有耕地 所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地

借入耕地 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいいます。

貸付耕地 他人に貸し付けている自己所有耕地をいいます。

耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいいます。

農家等

農家 経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいいます。

販売農家 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

自給的農家 経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

土地持ち非農家 農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいいます。

主副業別

主業農家 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいいます。

経営者・後継者等

経営者 農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定といった、日常の農業経営に対する管理運営の中心となっている者をいいます。

農業後継者 15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいいます（予定者を含む。）。

経営方針の決定参画者（経営者を除く。） 経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいいます。

- (1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模
- (2) 出荷先
- (3) 資金調達
- (4) 機械・施設などへの投資
- (5) 農地借入
- (6) 農作業受託（請負）
- (7) 雇用及びその管理

労働力

世帯員 原則として住居と生計を共にしている者をいいます。出稼ぎに出ている人は含みますが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除きます。

農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいいます。

農業専従者 農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいいます。

農業就業人口 農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいいます。

基幹的農業従事者 農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

★ 世帯員の就業状態区分

| 区分 | 仕事への従事状況 | | | |
|------------|--------------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------------|
| | 自営農業 のみに従事 | 自営農業とその他の仕事 の両方に従事 | | その他の仕事 のみに従事 ・仕事に従事 しない |
| | | 自営農業への 従事日数が多い | その他の仕事への 従事日数が多い | |
| ふだんの 状況 | 主 ¹ に自営農業 | 基幹的農業従事者 | 農業就業人口 | 農業従事者 |
| | 主 ² に他に勤務 | | | |
| | 主 ³ に農業以外の自営業 | | | |
| | 主 ⁴ に家事・育児、学生 | | | |
| | その他 | | | |

保有山林の状況

- 所有山林** 実際¹に所有している山林をいいます。
 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含みます。
 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めました。
- 貸付山林** 所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいいます。
- 借入山林** 単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいいます。
 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めました。
- 保有山林** 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
- 他に作業・管理を任せられている山林** 保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいいます。
 ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含みません。
- 他から作業・管理を任されている山林** 保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいいます。
 ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含みません。

林産物の販売

- 林産物の販売を行った** 過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいいます。
- 用材** 樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に用いられる木材をいいます。
- 立木で** 立木のまま販売したものをいいます。
- 素材で** 立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいいます。
- ほだ木用原木** 保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいいます。
- 特用林産物** 保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいいます。
 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどをいいます。

林業労働力

- 経営者（林業経営に従事した世帯員を含む。）** 経営者（林業経営に責任を持つ者）、役員、山林の共同所有者及び世帯員のうち、実際の林業経営に従事した者をいいます。
- 雇用者** 林業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいいます。
- 常雇い** 主として林業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいいます。
- 臨時雇い** 日雇い、季節雇いなど林業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含みます。
 なお、林業作業を委託した場合の労働は含みません。
 また、主に林業経営以外の仕事のために雇っている人が林業経営のための林業作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満でやめた場合を含みます。

林業作業

| | |
|---------|--|
| 植林 | 山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に苗木の植付け、種子のまき付け、挿し木などをすることをいいます。 |
| 下刈りなど | 林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいいます。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積としました。 |
| 間伐 | 林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいいます。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐としました。 |
| 主伐 | 一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいいます。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画としました。 |
| 林業作業の受託 | 他者の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいいます。 |

素材生産

| | |
|-------------|--|
| 素材生産量 | 素材とは丸太のことをさし、原木ともいいます。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（m ³ ）の単位で表示します。 なお、立木買いによる素材生産量を含みます。 |
| 立木買いによる素材生産 | 立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいいます。 |

農業経営の取組

| | |
|----------|---|
| 農業生産関連事業 | 「消費者に直接販売」、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいいます。 |
| 消費者に直接販売 | 自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（直売所やインターネット販売など）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいいます。 |

| | |
|------------|---|
| 農産物の加工 | 販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいいます。 |
| 貸農園・体験農園等 | 所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいいます。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含みません。 |
| 観光農園 | 農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいいます。 |
| 農家民宿 | 農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。 |
| 農家レストラン | 農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいいます。 |
| 海外への輸出 | 農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいいます。 |
| 農業生産関連事業収入 | 農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいいます。 なお、消費者に直接販売した売上高は含みません。 |

農山村地域調査

| | |
|--------|--|
| 総土地面積 | 本調査では、国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によっています。 |
| 林野面積 | 現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当します。 |
| 農業集落 | 市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいいます。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位です。 |
| 農業地域類型 | 短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び旧市区町村 |

(昭和25年2月1日時点の市区町村)を分類したものです。

| 農業地域類型 | 基準指標 |
|--------|--|
| 都市的地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。 |
| 平地農業地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。 |
| 中間農業地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 |
| 山間農業地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。 |

注: 1 決定順位: 都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
 2 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。
 3 本書に用いた農業地域類型区分は、平成25年3月改定(平成25年3月28日付け24統計第1384号)のものである。

D I D (人口集中地区)

国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいいます。
 (D I D: Densely Inhabited District)

寄り合い

原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいいます。
 なお、農業集落の全世帯あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものは寄り合いとみなしました。
 ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除きました。

農業生産にかかる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいいます。

農道・農業

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、

用排水路・ため池の管理

清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいいます。

集落共有財産・共用施設の管理

農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいいます。

環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいいます。

農業集落行事(祭り・イベント等)の計画・推進

寺社における祭り(祭礼、大祭、例祭等)、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいいます。

農業集落内の福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス(介護活動、子供会など)やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいいます。

地域資源

本調査では、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいいます。

地域資源の保全

地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいいます。
 なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めますが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除きました。

農地

農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する耕作の目的に供される土地をいいます。

森林

森林法第2条に規定する森林をいいます。

ため池・湖沼

次のいずれかの条件に該当するものをいいます。
 (1) かんがい用水をためておく人工又は天然の池
 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの
 (3) 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
 (4) 火口、火口原に水をたたえたもの
 (5) かつて海であったものが湖になったもの
 (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

| | | | |
|-----------------|--|--|---|
| 河川・水路 | <p>一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいいます。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除きます。</p> | <p>具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能性食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等をいいます。</p> | |
| 農業用排水路 | <p>農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含みます。 なお、公的機関(都道府県、市区町村、土地改良区等)が主体となって管理している用水又は排水施設は除きました。</p> | 定住を推進する取組 | <p>UIJターン者等の定住につなげる取組をいいます。 具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等をいいます。</p> |
| 活性化のための活動 | <p>地域住民が主体となって取り組んでいる活動で、地域で一定の協議・了承活動がされているものをいいます。 なお、本調査では、伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者などへの福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組をいいます。</p> | 再生可能エネルギーへの取組 | <p>地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等)の取組をいいます。 具体的には、農地や林地の転用に太陽光発電パネルを設置、農業用排水路に発電施設を設置するなどの取組をいいます。</p> |
| 伝統的な祭り・文化・芸能の保存 | <p>古くから伝わる寺社における祭り(祭礼、大祭、例祭等)の開催、工芸、郷土芸能等の保存活動をいいます。 なお、おおむね戦前から伝承されているものを対象としますが、文化・芸能については、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含みます。</p> | 都市住民との連携・交流 | <p>地域住民と都市住民が合同で地域資源の保全又は活性化の取組を行っている場合をいいます。 具体的には、地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となってそれぞれの地域資源の保全を行っている場合や、農村地域に興味を持つ都市住民を受け入れ、一体となって活性化のための各種活動を行っている場合などをいいます。 なお、都市住民とは、農業集落の旧市区町村外の市街化地域や都市的地域に類する地域等の非農家のことをいいます。</p> |
| 各種イベントの開催 | <p>農業集落住民のために定期的に行われている催し物の企画・開催をいいます。 具体的には、運動会、盆踊り等をいいます。</p> | NPO・学校・企業と連携 | <p>地域住民とNPO・学校・企業が合同でそれぞれの地域資源の保全や、活性化のための各種活動を行っている場合などをいいます。 具体的には、幼稚園や小学校等の校外学習の一環としての農業体験などが該当します。</p> |
| 高齢者などへの福祉活動 | <p>高齢者などへの福祉のための活動をいいます。 具体的には、介護活動、老人施設への慰問買い物支援等をいいます。</p> | | |
| 環境美化・自然環境の保全 | <p>自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいいます。 また、路側帯や公園への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象としました。</p> | | |
| グリーン・ツーリズムの取組 | <p>農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいいます。 具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受け入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等をいいます。</p> | | |
| 6次産業化への取組 | <p>農業集落で生産された農林水産物及びその副産物(バイオマスなど)を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組をいいます。</p> | | |